

令和 4年 1月21日

介護サービス事業者各位

旭川市福祉保険部指導監査課

令和4年10月以降の介護職員の処遇改善に係る措置について

日頃より、本市の介護保険行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省より事務連絡が発出されましたので次のとおりお知らせします。

当該措置は、本年2月から9月までの間、「介護職員処遇改善支援補助金」により実施する措置と同様とされておりますことを踏まえ、各介護サービス事業者におかれましては、本年2月より介護職員の処遇改善を行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、「介護職員処遇改善支援補助金」の申請先は北海道となっておりますが、現段階では制度の詳細が決定していないことから、詳細が発表され次第、あらためてお知らせします。

- 1 「令和4年10月以降の介護職員の処遇改善に係る措置について」(令和4年1月19日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)

別紙のとおり

(お問合せ先)

旭川市福祉保険部指導監査課 (介護担当)

電話0166-25-9849

